

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の中期目標新旧対比表（抄）

改 正 案	現 行
<p>独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）は、駐留軍等労働者（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成11年法律第217号）第3条に規定する駐留軍等労働者をいう。以下同じ。）の雇入れ、提供、労務管理、給与及び福利厚生に関する業務を行うことにより、駐留軍等及び諸機関（<u>防衛省設置法</u>（昭和29年法律第164号）<u>第4条第25号</u>に規定する駐留軍等及び諸機関をいう。以下「在日米軍」という。）に必要な労働力の確保を図ることを目的としている。</p> <p>国と緊密な連携を図りながら、当該目的を十全に果たし、業務の一層の効率的かつ効果的な運営を積極的に図るため、本中期目標期間中の目標について、次のとおり設定する。</p> <p>第1～第5 （略）</p>	<p>独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）は、駐留軍等労働者（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成11年法律第217号）第3条に規定する駐留軍等労働者をいう。以下同じ。）の雇入れ、提供、労務管理、給与及び福利厚生に関する業務を行うことにより、駐留軍等及び諸機関（<u>防衛庁設置法</u>（昭和29年法律第164号）<u>第5条第25号</u>に規定する駐留軍等及び諸機関をいう。以下「在日米軍」という。）に必要な労働力の確保を図ることを目的としている。</p> <p>国と緊密な連携を図りながら、当該目的を十全に果たし、業務の一層の効率的かつ効果的な運営を積極的に図るため、本中期目標期間中の目標について、次のとおり設定する。</p> <p>第1～第5 （略）</p>